

## 第 1 2 回伊賀市総合計画審議会 議事録

<b>開催日時</b>	令和 3 年 3 月 29 日（月） 14:00～16:15
<b>開催場所</b>	伊賀市役所 4 階 庁議室
<b>出席委員</b>	<p>森野 廣榮（【 1 号委員】伊賀市環境保全市民会議）</p> <p>小坂 元治（【 1 号委員】一般社団法人伊賀上野観光協会）</p> <p>藤巻 恵（【 1 号委員】伊賀市地域公共交通活性化再生協議会）</p> <p>加納 圭子（【 1 号委員】教育行政評価委員会）</p> <p>服部 保之（【 1 号委員】公益財団法人伊賀市文化都市協会）</p> <p>岩崎 恭彦（【 3 号委員】三重大学人文学部）</p> <p>松山 隆治（【 5 号委員】 ー ）</p> <p>澤野 政子（【 5 号委員】 ー ）</p> <p>有馬 幸司（【 5 号委員】 ー ）</p> <p>町野真由美（【 5 号委員】 ー ）</p> <p>西口 真由（【 5 号委員】 ー ）</p>
<b>欠席委員</b>	<p>乾 光哉（【 1 号委員】社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会）</p> <p>大北 薫（【 5 号委員】 ー ）</p>
<b>議事日程</b>	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事録署名人の指名について</p> <p>4 議事</p> <p>（1）第 2 次伊賀市総合計画第 3 次基本計画（最終案）の答申について</p> <p>（2）伊賀市自治基本条例の見直し検討について</p> <p>（3）外部評価について</p> <p>5 その他</p> <p>（1）【第 13 回伊賀市総合計画審議会】</p>
<b>議事概要</b>	<p><u>1 開会</u></p> <p>（事務局）</p> <p>ただいまから、第 12 回伊賀市総合計画審議会を始めさせていただきます。事項に入る前に何点か、確認・報告をさせていただきます。</p> <p>★資料の確認</p> <p>資料の確認をさせていただきます。</p> <p>配付資料は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1 総合計画_第 3 次基本計画_答申書（案）</li> <li>・資料 2 総合計画_第 3 次基本計画（最終案）</li> <li>・資料 3 条例_新旧対照表（要旨）（案）</li> </ul>

- ・資料4 条例\_住民自治協議会に関する条例（体系表）（案）
- ・資料5 条例\_見直し検討スケジュール（案）
- ・資料6 外部評価\_スケジュール（案）
- ・参考資料 条例\_類似団体比較一覧

事前に資料1を配布、資料2～参考資料までは本日机の上に置かせていただいている。過不足等ご確認いただきたい。

#### ★感染症防止対策

感染症対策として、机の上に衝立を置いている。少し窮屈かと思うが、ご了解いただきたい。

#### ★会議及び議事録公開の確認

本日の会議は運営規程により、会議を公開し、会議の傍聴を認めている。本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等について、ご了解、ご理解をお願いする。

また、会議録についても公開させていただく。

#### ★会議成立の確認

本日は、委員の半数以上の出席をいただいているので、会議は成立している。

それでは、お手元の事項に沿って進めさせていただく。

## 2. あいさつ

（事務局）

はじめに、会長よりあいさつをいただく。

### －会長 あいさつ－

委員の皆さん、こんにちは。年度末でご多用なところをご参集いただきありがとうございます。本日も熱心にご議論をお願いしたい。議事は事項に沿って進めさせていただくが、本日は三点ある。一点目「第2次伊賀市総合計画第3次基本計画」については、5月に諮問を受けて以降、慎重に、また活発にご議論いただいた。本日、市長への答申手交になる。二つ目、「伊賀市自治基本条例の見直し検討について」、前回の最後に私の考えを聞いていただき、今回から伊賀市の自治基本条例の見直し検討について本格的に審議すると申し上げた。本日、専門部会での議論についてご確認いただき、大きな方向性についての意見、あるいは、了承を賜りたい。三点目「外部評価について」は、従来からこの審議会でも外部評価を重ね、やや実施時期が遅いのではないかと、それでは予算へ反映するのが難しいのではないかとのご意見をいただいていたので、それも踏まえ、改めて事務局で検討いただいているスケジュールについてご提案いただき、ご審議いただきたいと思います。よろしくお願ひしたい。

### 3. 議事録署名人の指名について

#### ★議事録署名人の指名

(会長)

議事録署名人の指名は、本日は森野委員と町野委員にお願いしたいと思う。よろしく願います。

### 4. 議事

#### (1) 第2次伊賀市総合計画第3次計画（最終案）の答申について

(会長)

本日、前回までご審議いただいたところを受けて答申ということにさせていただきたいと思う。前回、西暦と元号表記の再確認について図っていただき、必要に応じて訂正していただいている。食育推進計画予定を健康づくり施策の基本事業②の関連計画へ記載するようにし、行政マネジメント施策を、一件の事業しかぶら下がっていなかったのを削除し33ページ「進行管理」の部分に記載する。このような形で、計画内容に前回審議会のご意見を反映させていただいた。また、個々具体的な事業についてのご意見・ご提案については、担当部局に伝え、事業の進行や進行管理のほうで反映させていただきたいと思う。目次についてもご意見いただいたが、製本段階で対応していただくことになっている。その後、本日までに1名の委員からご意見を賜り、また、NPO団体の方々から申出書をいただいた。申出書は回覧していただく。審議会全体でこれらを審議し、計画内容に反映させるには至らなかったが、重要なご意見なので念頭に置いた上で、事務局と私で答申案の文言について調整させていただいた。答申案の文言について事務局から改めて読み上げていただき、皆様にご確認いただきたいと思いますのでよろしくお願したい。

(事務局)

【資料1 総合計画\_第3次基本計画\_答申書（案）についての説明】

【資料2 総合計画\_第3次基本計画（最終案）についての説明】

- ・前回審議会後の修正等について
- ・答申書について

(会長)

只今、答申（案）について事務局から読み上げていただいた。既に委員の皆様にはメールでご回覧いただいているが、この文面で良いか。

－異議なし－

(会長)

審議会終了後に市長に答申を手渡すので、皆様もご列席をお願いする

## (2) 伊賀市自治基本条例の見直し検討について

(会長)

議題の2番目。「伊賀市自治基本条例の見直し検討について」、前回の審議会の最後に私が考える自治基本条例とは、そして、伊賀市にとって自治基本条例とは何かということについて聞いていただいた。本日から本格的に意見交換をさせていただきたい。前回の話のポイントとしては、現行の伊賀市の自治基本条例は、基本的には理念条例になっているものの、住民自治協議会に関しては理念に加えて具体的な制度自体が自治基本条例の中に定められる、という形をとっており、これらは、従来の旧市町村における自治の到達点を取りまとめる形で自治基本条例として制定された経緯があるので、その点で言うと、合併後に制定された自治基本条例を見れば、伊賀市の自治の全てが分かる。このような形で制定されたことにも一定の意義が認められるのではないか。ただ、今回、見通しの利きにくい10年後、20年後を描いていく上で、どのような自治基本条例にしていくかという視点が求められているとすると、時代が移り変わっても変わらない、また、どの地域においても重要な、という二つの意味で普遍的な伊賀市の自治の基本をしっかりと理念として定めていくことが重要だろう。他方で、状況の変化に柔軟に対応できるような十分な見直しをタイムリーにやっていける形にもしていく必要があるのではないか。基本条例は条例改正がしにくいという理解がやはりあるとするならば、状況変化に対応した柔軟な見直しが必要な部分については基本条例以外の法形式に委ねていくという整理が今後求められるのではないかということについて話をさせていただいた。これを踏まえ、事務局から提示されている大きな方向性、今回の見直しによって自治基本条例を理念条例に形を整えていくということについて皆様にご検討いただきたいと思っている。これについて、事務局から何か説明があるか。

(事務局)

【資料3 条例\_新旧対照表(要旨)(案)についての説明】

【資料4 条例\_住民自治協議会に関する条例(体系表)(案)についての説明】

・自治基本条例の項目について

(会長)

資料3、資料4について、ご説明いただいた。誤解のなきように確認させていただき、また、専門部会の委員の皆様の名誉のためにも申し上げるが、資料3、資料4が専門部会で了承の得られた案ということではない。専門部会は、比較的自由にご発言いただく形でご意見をいただき、その意見を受け事務局がとりまとめた案が資料3で

ある。また、資料4については、まだ専門部会でも検討していないもので、私自身も本日初めて拝見した資料である。あくまで、事務局の提案という形で提示されているので、その点をお含み置きいただきたい。本日は、委員の皆様にご二点、お諮りをし、もしご了承いただけるようであれば、ご了承もいただきたいと考えている。一点目は今回の見直しを受けて伊賀市の自治基本条例を理念条例という形にするかどうかという点である。二点目は、資料4と関係するが、住民自治協議会に関する事項が、従来自治基本条例の中に詳細な制度、仕組み、手続等々について定めが置かれていたところを別条例という形で別に定めるかどうかについてお諮りをし、ご了承いただけるようであればご了承いただきたい。これらの部分は改正の大きな方向性になるので、この点、お認めいただけるかどうかご確認いただかないと、その先の詳細な部分について検討が進められないという性格のものと思っているので、本日ご了承いただければと考えている。今、審議事項二点について整理させていただいたが、ここまでのところでご意見ご質問等あるか。一点目から意見交換をさせていただきたいと思う。伊賀市の自治基本条例は、基本的には理念を定めた理念条例ではあるが、一部、特に住民自治協議会のところに象徴されるように、住民自治実現のための具体的な制度や仕組みを条例の中に定めている部分がある。このために、先ほど画面上で見ていただいたが、全国の自治基本条例と比較した時に、やや条文数が多い、体系的に整理しきれていない、分かりにくい、という条例になっているという反省がある。そこで今回は、理念条例という形で体系的に見通しのしやすい形で規定し直し、併せてスリム化を図ってはどうかということでお諮りをしている。資料3を見ていただくと、現行の「第2章 情報の共有」9条、10条について、※印の部分は新しい条例では削除してはどうかというご提案がある。「出資法人等の情報公開」については、既に伊賀市情報公開条例として別の条例が定められているので、敢えて自治基本条例で規定しなくても、十分情報公開条例のほうで担保されており、理念条例として体系的に見通しの良いものに仕立て直していくときに、自治基本条例からは削除して良いのではないかとご提案いただいている。また、右側を見ていただくと、基本的人権の視点を追加するとか子どもの権利を規定するようにするというものについては、理念としても重要であるし、これからの自治を考える上でも普遍的な考え方であるということで追加しているという形でご提案をいただいている。住民自治協議会の部分については、先ほど審議事項の2番目という形で設定させていただいたので、また別にお諮りをしたいと思うが、まず、今申し上げたような考え方から、今回の見直しを経て、伊賀市の自治基本条例を理念条例という形で位置付けていこうという方向について、ご意見やご質問等あれば頂戴したいと思う。いかがか。専門部会にもご参加くださった委員、もし補足いただける部分があればいただければと思う。

(委員)

子どもの権利や事業者の責務というものは、私が最初にご提案させていただいた項目かと思う。他所の条例を調べると、伊賀市が制定した当初にはなかった項目として、

危機管理とともにその三点が良く見られるようになってきた。専門部会を設けていただくということだったので、皆さんでご議論いただき、事務局で、このように挙げさせていただいたということを皆さんにお伝えさせていただきたいと思う。もう一点、住民自治協議会を別出しで条例をというのも、色々な議論の中から新しい形として生まれてくることになったのである。資料4にお示しいただいた方向で、項目の洗い出しとその整合、住民の役割との整合をこれから議論していくことになるかと思うが、この自治基本条例が理念であって、住民サイドから見たら、大きな法律があり、それに細目を定め、自分たちが自治協としてあるいは住民として何ができるのかという立ち位置を明らかにするものであると思う。おそらく、自治基本条例は憲法なので、憲法改正については真剣な議論があるのだが、具体的にはこの自治基本条例をもっと明確に住民に分かる形でお示しできるものでなければ、住民がこれについて来られないという事態が起こったら困ると思っているので、これからの議論はこの住民自治協議会に関する条例についても、やはり同じくらいのベクトルとエネルギーをもって我々が皆でベースとなる議論をする必要があると思う。個人的な意見になったが、そういう見解である。よろしくお願ひしたい。

(委員)

私自身もスリム化というところに、すごく分かりやすいという繋がりを持つようとしたが、やはり条例文というものは読みづらく、果たして市民の皆様が読み下していただけるのだろうか。個人的には本当に基本的なところで右往左往していたのが実際のところであるが、前回の岩崎先生のお話を聞かせていただき、市民が参加していく自治活動ということで、我々も頑張っていかなければいけないということも含め、忌憚のない意見を言わせていただくと、先ほどの、理念条例とするかどうかと言われたところで、良いと言って良いのかいけないのか、私自身何回も参加させていただきながら、まだ迷っている状況である。

(会長)

委員が仰ったことはもっともなところで、この条例の項目だけを見ても実態が見えるわけではなく、これのみで十分な議論をしてくださいというのは無理な話だということとは十分承知している。個々の条文などについて詳細なところはまた次回以降、事務局からの提案を受けて審議をさせていただきたい。その段階でも、こういう規定が必要ではないか、この条文はこうあるべきではないかということについて、是非忌憚のない意見を頂戴できればと思っているので、その点についてはご安心いただきたい。本日は、事務局がこれから条例の条文案を組み立てていく時に、理念条例という形で整理していくということを基本的な視点として設定して良いかどうかということについて審議会からお墨付きをいただく、そういう性格のものとしてご理解いただければ十分ではないかと思っている。ご意見・ご質問等あるか。

では、もし本日、理念条例とする方向で事務局に見直し案を具体的な形で組み立て始めていただくことについてご了承いただけるようであれば、是非ご了承いただければ

ばと思うが、いかがか。良いか。異議はないか。

－異議なし－

(会長)

ありがとうございます。では、審議事項の一つ目、理念条例とするかどうかについては、理念条例として位置付け直すことを目指すということをご了承いただいたということにさせていただいて、これを念頭に事務局に見直し案の具体的なところを詰めていただき、次回ご提示いただければと思う。続いて審議事項の二つ目、住民自治協議会に関する事項を、現行では自治基本条例の中に、その位置付けに加えて具体的な制度、仕組み、権限などについて定めてきたが、もっと見通しの良いものにしていく、自治基本条例を市民の目線からも分かりやすいものにしていただく、そういう考え方で、別条例に移してはどうかということについて、事務局からの提案であるので、これについてご意見賜りたい。決して、今回の見直しを通じて伊賀の自治が後退するということはあってはならないので、別条例できっちり担保していく心づもりである、ということで、資料4を本日、付けていただいたと理解している。単に自治基本条例から削除するだけではなく、当然、住民自治協議会についての位置付けは自治基本条例の中に残り続ける。位置づけは残るが、個々具体的な制度や仕組み、権限などについては、別条例で担保していく、そういう考え方で改めて整理してはどうかとご提案をいただいている。これについて、委員の皆様からご意見、ご発言等いただきたい。

(委員)

別条例にするということは、本条例をスリム化することが一番の目的と考えて良いか。○×の表を見せていただいたが、あれが×になっていくという考え方で良いか。

(会長)

自治基本条例の本体からは切り離されていく。

(委員)

分かった。

(会長)

今の点について、事務局から何か説明はあるか。

(事務局)

今の課題に対してのご意見をいただく前にあった、そもそも自治基本条例を理念条例とするかどうかというところが一番の大きな分かれ目かと思うが、仮に今考えているように理念条例としていくのであればという仮定でお聞きいただきたいのだが、現行の自治基本条例を見ていただくと、第4章「住民自治のしくみ」のボリュームが大きい、特に「住民自治協議会」のところの条文が多く、理念条例としてみたときには細かいルールのようなことがこの中にあるので、分かりやすい構成にしていく中では、別の条例としてみたほうがスッキリするのではないかという案が、これまで専門部会

でご議論いただいていたことかと思う。

(会長)

今の事務局の説明で、ここから私自身の理解だが、スリムにするという部分はないと思っている。ただ、スリムにするという場合に何を言ってきたかという、既に他の条例であるものについては、敢えて自治基本条例で繰り返す必要はないので、そういうものについてはスリムにしていこうということはできてきたかと思う。他方、住民自治協議会に関する部分は、今、他の条例で担保されているわけではないので、単純にスリム化ということとは違うと思っている。自治基本条例は、今、条文数も多く、何が伊賀の自治の基本なのかということが分かりにくい構成になっている、並の条例で定めるようなことを伊賀市の憲法の中で規定してしまっている、という部分があるので、伊賀の自治の基本を分かりやすくしていく上で、住民自治協議会の部分については切り離してはどうかとご提案いただいております、分かりやすくすることがここでは重要かと思っている。

(委員)

「活動の制限」のところで、「政治宗教等の活動の制限を定義」とあるが、その上に「協議会の要件」として、「区域、構成員等」とある。住民自治協議会として政治的な活動を制限するということは分からなくはないが、その中の構成員については、その部分をどうしていくかということはあると思う。構成員になったらもう絶対ダメという、非常勤の公務員のような考え方なのか。ただ、住民自治協議会の中には自治会の組織が既に入っているの、住み分けをどのようにしていくのかということや、「宗教等」ということだが、例えば慰霊祭が年に1回あるとか、色々宗教的なこともしているところもあるかも分からないが、住民自治協議会の中の自治会がそれをしているときに、どこまでどのように制限していくかをきちんとしておかなければ、あれもこれもしてはいけない、というふうになってしまうと少しややこしくなると思う。そのところは注意深くしっかりと書いていただかないと、誤解を招くことになるので、何の活動もできなくなってしまう。私は内容的なことは分からないが、今これを見てそのような疑問を感じたので、是非ともきちんとしていただきたいと思う。

(会長)

今ここでご説明いただくか。

(事務局)

今、条文については検討しているところだが、他の自治体でも一定このような制限を設けているところもあるのを参考にさせていただいている。仰るように住民自治協議会の中には自治会もあり、個人もありというのは当然だが、住民自治協議会に対して市が一定の財政支援などを行っていることもあるので、住民自治協議会としての活動に限定はさせていただくのが当然かと思っている。それをどのように書いていくか、今仰っていただいたことも参考にしながら検討させていただきたいと思っている。

(委員)

以前は、すごく政治的な制限があったが、この住民自治基本条例になってそういう部分が抜けたので、今までできなかったができるようになったという話が出ていたが、今度こっちに入ってくるとなるとそのところが分からなくなってしまうので、よろしくお願ひしたい。

(会長)

おいおい大変重要な視点になってくる部分だと思う。何ができて、何ができないのか、何をしなければならぬのか、ということが、条例を見て分かるようなものになっていかなければいけないというのは仰る通りだと思うので、今後は是非、ご指摘を踏まえてご検討いただくようお願いしたいと思う。

(委員)

私の場合、まちづくりに初めて参加し、まちづくりとはどのようなことなのか分からないまま入っていた。今、伊賀市の自治基本条例の中にまちづくりのことが条例として入れていただいているわけだが、私のような初めて参加する者にとっても、この条例と別にまちづくりとはどのようなことか、伊賀流自治とはどういうことかを詳しく、それだけでしていただいたほうがよく分かると思う。全体の条例の中に入っていることで大事なことがぼやけてしまい、私の場合、何をしたら良いのか分からない状態で参加していたので、やはり別にしていただくほうが分かりやすいし、これからまちづくりをしていってもらいたい新しい人たちにも良く分かるし、大切なことだと思う。初めて条例を見たときに、とても複雑で分かりにくいと思ったので、まちづくりだけポイントとして、していただくことは賛成である。

(会長)

貴重なご意見である。それでは、住民自治協議会に関する事項を従来は自治基本条例本体の中で定めてきたところを別条例で担保していくということを基本的な方向性として事務局で個々具体的な条文案についてご検討いただくことにして良いかどうかということについて、ご了承いただけるのであればご了承いただきたいと思うが、いかがか。異論はないか。

—異議なし—

(会長)

ありがとうございます。まだこの資料4は粗いドラフトなので、より具体化する形でさらに詰めて検討していただき、また必要に応じてこの審議会に提案をしていただければと思う。本日、自治基本条例について、これからご検討いただく最も基本となる視点について、理念条例として位置付けていく、また住民自治協議会に関する事項については別条例でしっかりと担保していく、この二点をご了承いただいた。この点を踏まえ、事務局でさらに検討していただくことになるが、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いできればと思う。

(事務局)

【資料5 条例\_見直し検討スケジュール(案)についての説明】

- ・自治基本条例の検討スケジュールについて

(会長)

只今、説明のあったことについてご質問等あるか。

(委員)

もう一度、三位一体で検討を進めるものについて教えていただきたい。

(事務局)

支所の在り方、地区市民センターの在り方、自治基本条例の見直し。

(委員)

分かった。ありがとうございます。

(会長)

繰り返し言っているように、自治基本条例はあくまで理念条例で、制度や仕組みを作るものではないが、やはり三位一体で検討を進めていくのでなければ、市民の皆様にご理解、ご納得もいただきにくいと思うので、最短で行ってこのような形で、ということでお示しをいただいている。

(事務局)

条文をどうしていくかという議論をしても、離れたところにある第何条と矛盾してはいけぬなど、色々と多角的な目で見たり、具体的に作業をしていかなければいけないので、もう一度、専門部会で議論していただくことも考えたいと思っている。そこで一定の案ができてくれば、また審議会へ報告をし、ご協力をいただきたいと思う。

(会長)

専門部会の委員の皆様には大変な苦勞をかけるが、またご意見いただければと思うし、こちらの親会とも綿密な連携を取りながら進めたいと思うので、よろしく願いしたい。それでは、議題の3番目「外部評価について」、事務局から説明をお願いします。

**(3) 外部評価について**

(事務局)

【資料6 外部評価\_スケジュール(案)についての説明】

- ・外部評価のスケジュールについて

(会長)

このようなスケジュールに改めさせていただくということについてご提案いただいたが、良いか。次の5月に外部評価手法検討ということが示されており、今回、総合計画について新しいものができたので、外部評価についても先に説明のあった機構改

革も踏まえ、大きな見直しのチャンスがきたと思っているので、委員の皆様一言ずつ、これまで外部評価に関わっての感想や新しい外部評価手法に対しての注文などをいただければと思う。では、順にご意見いただきたいと思う。

(委員)

それぞれ指摘や見直してほしいことを外部評価のときに申し出させていただき、ある程度聞いていただけた部分もあったとは思っている。何回かさせていただいている中で、例えば割り当てで自分が受け持った部分については、先に行政からの説明を受けさせてほしい。今まで取り組んできたことについての話を先に言ってもらい、市民の感覚とかそういうものを見させてもらいながら、次に提案できるものは提案していきたいと私自身思っているので、できれば、後ではなく、先に説明していただきたいと思っている。

(委員)

今年は少しタイトになるということなので、進め方については、あまり深くできないかという懸念はあるが、重点事項等々しっかり絞り込んだ中で議題を挙げてやっていただいたら良いかと思っている。

(委員)

新たな総合計画に対しての外部評価が、これからまた4年のスケジュールで進んでいくので、過去の事例でいくと選べるテーマが多くても10ぐらいしかない中で、第2次の計画に対して行ってきた同じテーマを繰り返し進捗を確認するという部分と、幅広く政策に対して評価のチェックを入れるというので、毎月違ったテーマを選ぶのと、どちらに舵を切っていくか、まだ委員それぞれ分かれているように感じる。中心市街地の活性化というテーマを3年間ずっと続けてきたので、どちらにも良さがあるが、せっかく総合計画自体が新しくなったので、第3次の計画に対しては、今まであまりチェックが入っていなかったテーマに目の目を充て、問題点やこういうことまで市はきちんと考えてやっているのだということを市民に伝えるような、テーマの選択の仕方というところを事前に委員の意見をたくさんいただいて方向性を決め、選んでいくべきかと感じている。あと、事前に質問の段階で色々細かい資料等もいただいているので、担当部局の説明を事前に聞かせてほしいというのも当然有りであるし、スケジュールの都合で難しいということであれば、当日話を聞くということも含め、事前の質疑でいただく資料でしっかり判断できれば、それでやっていけるとは感じている。

(委員)

スケジュールをお示しいただき、最終が8月なので2ヶ月くらい早まるが、私たちがさせていただいた外部評価が次の年度の予算の反映に影響するというので、非常に有難い仕組みに変えていただいたと思っている。同時に責任を痛感するが、毎年のように関わらせていただいて、分厚い表の中から選ばれた課の項目を評価させていただいて、最終行き着くところはいつもKPIで数字を追いかけている。いわゆる定量性。しかし、その事業を立案した段階の熱い思いや目的を、定性的なものを評価させてい

ただけないのかという思いが常々ある。そういったものが外部である私たちにも伝わるような表記をしていただくと、定性と定量を合わせた評価として外部に付託されるということを毎年度感じていた。定性と定量が両方、いわゆる心の問題と数値の問題がきちんとしていれば真っ当な評価だと思いたいので、定性の部分も今後もしそういう機会があれば、提案としてそういう話もあったということであれば良いと、個人的な思いだが、そういうところである。

(委員)

以前にも申し上げたが、人の仕事を評価するというポジションに就いたことがないので大変悩みながらやっているところである。ただ、こういう仕事もあるということが分かり、本当に勉強させていただいた。あと、こういうことをやっているということ、それから評価して皆さんにお知らせしていくことが如何に必要であるかということも感じたところである。

(委員)

私も携わらせていただいて、伊賀市がこのような色々な事業をしているのだと細かく知ることができた。何もしてくれていないと思っていたが、このようなことをしていただいている、色々私たちの身の回りですてほしいと思う具体的なことをここで知ることができた。それで思うのは、先ほども言っていたように、それに対しての評価をしなければならない、その評価は数字で現れるものはやはり数字でしか現れていないし、その時のアンケート結果やできていないものでテーマの選定をしているが、それも難しいというか、決められたことだが、そこで私たちが自分に関わるところで評価をするところに付けていただいてあり、色々な事業の難しいことは事前質問をして答えてはいただいているが、評価をするまでにもう少し詳しくその内容を教えていただければ早いところで分かるので、それに対して色々な考え、また評価ができてくると思う。外部評価を「さあ、してください」と言われても、とても難しかったので、やはり早目に詳しくその部署からの説明があれば、もっとやりやすかったのではないかと思った。各部署の説明は数字的にも内容的にも詳しいものなので、それを希望したいと思う。

(委員)

私も初めて委員に選んでいただき、まず驚いたのが市役所から送られる圧倒的な書類の量である。これを読み込む私も慣れていないので、かなり大変な作業だった。これだけのことをやっていると本当に驚き、尊敬もあるが、職場の者に聞いたところではあまり伝わってなく、今回の中間案のインターネット配信も周りに伝えたら皆すごく分かりやすかったと言ってはいたが、こういうことをしているという発信が少し弱かったかと思う。ただ、色々なことをやっていると広く伝わったし、委員としての責任も痛感した次第である。何人かが仰っていたが、やはり資料を読むのに時間がかかるので、大変だと思うが、もう2日3日書類が早ければありがたいというのが正直なところである。

(委員)

去年から参加させていただき、最初は理解できなかったが徐々に分かるようになって意見もさせていただいて、伊賀のことを考えるきっかけになったので、関わって良かったと思う。あと、皆さん仰ったように、資料だけでは熱量や達成する困難さ、重要度などが分かりにくいので、評価がもう少ししやすくなれば良いと思った。

(委員)

私も去年から関わらせてもらい、若齢の20代もこういうところに参加する機会をまず与えてもらったことに感謝しており、さらに言ったことを反映していただいたことというのは、外部の人にももっと知ってもらわなければならないと思うので、どなたかも言っていたが、こういうことをやっているということを上手く発信できたら良いかと思った。資料に関しても分からないことが多いので、当日配布のものは戸惑うことも多く、それに対して意見をと言われると難しかったりするので、できるだけ早い段階でいただけると助かると思った。今後ともよろしくお願ひしたい。

(委員)

私はまだこの外部評価ということ自体に慣れていない。どうしてもその事業自体とか、事業を推進してくださる行政の方の評価をしてしまいがちになり、外部評価のシステムを上手く軌道修正していただく役目も行政の担当課の方にはお願ひしたいと常々思っている。よろしくお願ひしたい。

(会長)

あえてまとめる必要がないご意見をいただきありがとうございます。一委員としての意見だが、行政の方がした内部評価に対して外部評価をするということが、とても意味はあると思ひながらも、実のところ難しく、なかなか徹底しきれなかったところを、私自身もグループリーダーを何度か務めさせていただいた中で反省として思っている。もう少し直感的に分かりやすい評価という何らかの工夫が必要で、皆様から仰っていただいたように、このようなことをして、それがきちんと事業に反映されているという流れが分かるような形での評価を是非確立していただきたいと思っている。これだけ総合計画を元にした外部評価を熱心にやっている自治体はあまりないのではないかと思ひるので、是非、第1期の外部評価の経験を踏まえ、さらに手法を発展させていただければと願っている。では、進行を事務局にお戻りする。

## 5. その他

### (1) 【第13回伊賀市総合計画審議会】

(事務局)

・次回日時決定：2021（令和3）年5月下旬

(事務局)

資料6でスケジュールをお示したように、5月の終わりぐらいにもう一度この審議会で諮問という手続の話と、それからどのように令和3年度の外部評価をしていくかという手法の検討をお願いしようと思っている。たくさん貴重な意見もらえたので、全てを反映するのは難しいが、今聞かせてもらった意見を元にしながら来年変えていけるところは変えていきたいと思うので、そういった案を、そこで具体的には議論いただくとして、一旦我々と会長とで相談しながら案をお示しできたらと思っているので、よろしくお願ひしたいと思う。

### 閉 会

(事務局)

全体を通して皆様からご意見等あるか。良いか。この後3時45分から市長への答申を予定しているので、一旦ここで総合計画審議会は閉めさせていただき、少し休憩とさせていただきたいと思う。本日はどうもありがとうございました。

### 議事録署名欄

令和 年 月 日

印

印